

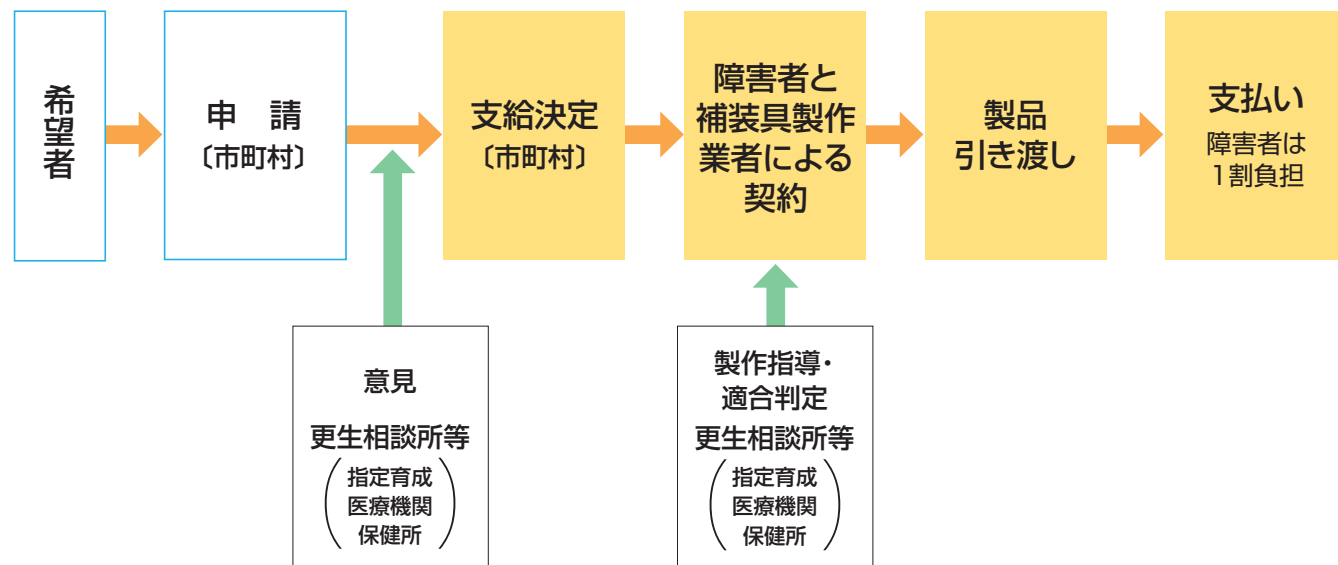
補装具と日常生活用具の制度はこう変わります (平成18年10月から)

これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されます。

補装具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具

補装具費の支給

- これまでの現物支給から、補装具費（購入費、修理費）の支給へと大きく変わります。利用者負担についても定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。



日常生活用具の給付 (貸与)

- 給付決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
- 利用者負担は市町村が決定します。



障害児施設は契約方式に変わります (平成18年10月から)

障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わります。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、これまで同様、現在入所している方のうち障害の程度が重度である場合は、満18歳に達した後の延長利用を可能とするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えても、新たな施設利用を可能としています。

障害児施設の利用者負担

- 福祉型の障害児施設については、サービスにかかる費用は1割負担、食費・光熱水費は実費負担となります。
- 医療型の障害児施設については、サービスにかかる費用の1割負担（福祉分、医療分ともに）、食費については、入院時食事療養費の標準負担額分の負担となります。
- その他、日常生活にかかる費用等が実費負担となります。
- 福祉型、医療型ともに地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担となるよう、軽減措置が講じられます。



福祉型の障害児施設の利用者負担	食費等 (全額負担) ※ただし補足給付あり		福祉サービス費		利用者負担
	1割負担		1割負担		
●生保、低所得1,2の場合	その他生活費※ 2.5万円	定率負担 1.5万円	食費、光熱水費 5.8万円		
	年収200万円未満世帯における一人当たりの平均的な支出約5.0万円		補足給付		
●一般の場合	その他生活費※ 2.5万円	定率負担 (事業費の1割)	食費、光熱水費 5.8万円		
	平均的な世帯における一人当たりの平均的な支出約7.9万円		補足給付		

※18歳未満の場合は2.5万円に0.9万円を加えて計算

医療型の障害児施設の利用者負担	医療費 (保険給付)	福祉サービス費	入院時食事療養費 (保険給付)	利用者負担
	障害児施設医療費		標準負担額	
	1割負担	1割負担		
	医療部分の利用者負担額	+	福祉部分の利用者負担額	+
			実費負担 780円、650円、500円/日	= 福祉型施設と同様の負担となるよう軽減措置を実施

障害児施設体系の見直しについて

- 障害者自立支援法施行後3年を目途に施設体系の再編等について必要な検討を行うことにしています。